

住宅保証パッケージサービス登録証

sample

本住宅保証パッケージサービス登録証に記載のサービス提供会社は、サービス提供会社による対象住宅の製造・供給・販売等に付帯の新品の住宅設備である本登録証記載の対象住宅設備について、裏面の住宅保証パッケージサービス利用規約に基づき、本サービスを提供します。

但し、本登録期間内においても以下に該当する場合は本サービス対象外とします。

- 本登録証のご提示がない場合
- 本登録証にサービス提供会社の社印及び登録番号が記載されていない場合

登録番号		
登録対象住宅	登録住宅所有者	
	登録住宅所在地	sample
	登録期間	~
	対象住宅設備	以下の住宅設備の内、登録対象住宅に付帯の新品の住宅設備 ・システムキッチン（ガスコンロまたはIHクッキングヒーター、レンジフード、食洗機、キッチン水栓） ・システムバス（浴室換気乾燥機、ミストシャワー/ミストサウナ、浴室水栓、ポップアップ排水栓） ・給湯器（エコキュート、ガス給湯器） ・洗面化粧台（洗面化粧台、洗面水栓） ・トイレ（多機能便座、トイレ水栓）※2台まで ・壁掛エアコン（1台）

サービスの申込先

住設保証修理受付センター専用ダイヤル（24時間365日）

フリーダイヤル

サービス提供会社（保証者）

印

sample

住宅保証パッケージサービス利用規約

第1条 住宅保証パッケージサービスの内容・範囲

1. 本住宅保証パッケージサービス登録証(以下「本登録証」という)に記載のサービス提供会社(以下「当社」という)は、当社による本登録証記載の登録対象住宅(以下「対象住宅」という)の製造・供給・販売等に付帯の新品の住宅設備であって本登録証記載の住宅設備(以下「対象設備」という)について、本住宅保証パッケージサービス利用規約(以下「本規約」という)の定めるところに従い、無償修理(以下「本サービス」という)を提供します。
2. 本サービスの対象は、対象設備の取扱説明書や注意書にしたがって正常に使用した場合に生じた、電気的・機械的故障でかつ対象設備のメーカー保証対象となる故障(以下「自然故障」という)のみとします。
3. 本登録証第5条「適用除外事項」に該当する場合には、本サービスの対象外とします。
4. 対象設備につき、当社の事前の承認・承諾なく当社以外の第三者が修理等を実施した場合には、本サービスの対象とはなりません。
5. 当社又は第三者による瑕疵保証に該当及び対象設備に関してメーカーによるリコールが行われた場合は、瑕疵保証及びリコールが、本サービスより優先するものとします。
6. 本サービスは、直接金銭を提供するものではありません。

第2条 登録期間

1. 本登録証表面に記載された登録期間を登録期間とします。
2. 登録期間は、対象住宅の引き渡し日から最長10年間となります。

第3条 本サービスの実施(修理の上限額・修理回数制限)

1. 当社は、本登録証記載の登録住宅所有者(以下「利用者」という)から本サービスの依頼・請求を受けた場合、対象設備が本規約に基づき本サービスの対象となることを確認した上で、本規約に従い当該対象設備を修理します。
2. 当社は、1回あたりの本サービスの費用見積額が当該対象設備の商品価格(税抜)を上回ると当社が認める場合又は本サービスが不可能の場合(メーカーによる部品供給不可等)は、当社が指定する同機種又は同等品を代替品として提供することをもって修理に代えることができるものとし、代替品を提供した対象設備の本サービスは終了します。
3. 登録期間内において対象設備に係る本サービスの回数に制限はありません。
4. 本サービスにあたり、メーカーの事情により、対象設備の形状の変更や色違い等が生じる場合があります。
5. 代替品提供がなされた場合、当該代替品は、本サービスの対象となりません。
6. 前項にかかわらず、メーカー保証期間内に初期不良等による交換品(新品)として提供された場合には、当該交換品は本サービスの対象となります。

第4条 費用が発生する場合

利用者からの申告による故障状況及び故障原因の特定が出来なかった場合の出張又は修理に要した費用は、利用者へ負担いただく場合があります。

第5条 適用除外事項

- 次の場合は登録期間中であっても本サービスの対象とならないものとします。
- (1) メーカー保証の給付がなされるべき故障(メーカーが特別保証している不具合を含みます)
 - (2) 第三者による輸送、加工、組み立て、施工、管理、メンテナンスの不備等に起因する不具合
 - (3) 遠隔地、離島等、対象設備の製造者が定める地域以外への出張に要する費用
 - (4) 電気、給水、ガスの供給トラブル等に起因する不具合
 - (5) 敷地周辺にわたる地盤の変動など、予測できない自然・周辺環境の変化に起因するもの、及び周辺環境、塩害、公害に起因すると思われる損傷など
 - (6) 本登録証の情報と連絡先又は修理依頼設備に相違がある場合
 - (7) 対象設備の部品交換を伴わない調整及び手直し修理(清掃、設定等)で完了する場合
 - (8) 電池、電球、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品の交換である場合
ただし、利用者が直接交換を行うことが困難な弁類(減圧弁・圧力弁等)の交換は本サービスの対象とします。
 - (9) 対象設備の機能及び使用の際に影響の無い不具合や損傷(機能及び使用の際に影響のない音・振動・臭い及び外観の損傷を含む)
 - (10) 対象設備の通常使用に支障の無い経年劣化の範囲に該当するもの
 - (11) 対象設備のメーカーの責に起因した不具合
 - (12) 対象設備に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障や損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象設備の故障や損傷
 - (13) 据付引渡し後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、対象設備の故障や損傷
 - (14) 一般家庭以外(例えば業務用の使用)での使用によって生じた故障や

損傷

- (15) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象設備の故障や損傷
- ① 不適切な使用(落下、衝撃、水漏れ、電池漏洩、増設及び改行為等)または管理の不備によるもの(傷、鏽、カビ等を含む)
 - ② 使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用)、又は維持・管理(メーカーが定める定期的メンテナンス等含む)の不備によるもの
 - ③ 水道法に規制された水質基準に適合した上水道以外の水の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等
 - ④ 第三者の加害行為、子供やペットのいたずら、動物・植物等の外部要因による損害および変質・変色・その他類似の事由
 - ⑤ 故意・過失による場合、火災・爆発などの事故、地震・水害・落雷その他の天災地変、戦争・暴動等により生じた損害等、当社の責以外の事由
- (16) 本サービスの依頼・請求が、登録期間終了後に行なわれた場合
- (17) 故意、過失、使用上の誤り、取り扱い不注意および不当な修理や改造等による損害
- (18) 対象設備を廃棄処分する場合の諸費用

第6条 間接損害

- 当社は、次の損害について、賠償・補償等何らの責任も負わないものとします。
- (1) 対象設備の故障又は損傷に起因して他の財物に生じた故障、もしくは損傷等の損害
 - (2) 対象設備の故障又は損傷に起因して、対象設備、その他財物が使用できなかったことによって生じた損害
 - (3) 対象設備の故障又は損傷に起因して生じた身体の傷害(傷害に起因する死亡及び経済的又は精神的損失を含む)

第7条 本サービスの利用方法

1. 登録期間中に、対象設備に自然故障が発生した場合、利用者は、当社または当社指定の連絡先に連絡して本サービスの依頼・請求をします。
2. 当社は、利用者の本サービスに関する登録情報による本人確認を行いません。依頼の際に通知いただいた情報と登録情報との間に差異があった場合、又は、利用者より必要な情報を通知いただけない場合には、本サービスが提供できない場合があります。
3. 利用者の都合により、本条1項の依頼受付日から1ヶ月経過しても修理の着手ができない場合には、受付の依頼がなかったものとして取扱います。なお、修理内容によっては、部材の調達など長期間を要する場合があります。

第8条 協力・お願い事項

- 本サービスを提供するにあたり以下の項目について利用者のご協力をお願いします。
- (1) 修理作業にともない利用する電気・水道等の利用及びその費用負担

第9条 登録情報の変更

登録期間中に、登録住宅所有者、登録住宅所在地等に変更があった場合、速やかに当社までご通知ください。ご通知いただかなかった場合には本サービスを利用いただけない場合があります。なお、第三者に転売又は譲渡される場合には、本規約をご説明の上、新しい所有者の情報をご通知ください。

第10条 個人情報の取扱い

当社は、本登録が成立した場合に、本サービスを適切に運営提供するために、被登録者である利用者の個人情報を取得します。また、当社は本サービスを履行するための資力を担保するために、保証会社・保険会社等へ個人情報を提供場合があります。